

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分	
		前年度からの繰越未決	本年度の起訴	計	有罪	無罪	公訴権減	未決	懲役刑を科せられた人員	有罪に係る人員及び金額			
										人員	金額		
申告所得税	内	件	件	件	件	件	件	件	人	内	人(社)	千円	申告所得税
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人税	内	1	-	1	-	-	-	1	-	内	-	-	法人税
		1	1	2	1	-	-	1	1	1	9,000		
その他	内	-	-	-	-	-	-	-	-	内	1	-	その他
		2	-	2	2	-	-	-	2	2	32,000		
合 計	内	1	-	1	-	-	-	1	-	内	1	-	合 計
		3	2	5	3	-	-	2	3	3	41,000		

調査期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における事績を示したものである。

- (注) 1 内書（「人員」を除く。）は、上級審からの差戻し件数である。
 2 「人員」の内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「有罪に係る人員及び金額」について、1人（社）が2以上の区分に該当する場合、主たる区分でのみ集計している。
 4 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	-	第 159 条	1	脱税犯規定	2
第 243 条	-	第 163 条	1	両罰規定	2

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」について、適用条文を示したものである。
2 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税						揮 発 油 税 及 び 地 方 揮 発 油 税				石 油 ガ ス 税			区 分		
			免 許 者		非 免 許 者	小 計	犯 則 者 が 判 明 し な い も の	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	地 方 揮 発 油 税 分	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計			
			酒 類 等 酒 類 製 造 者	酒 類 等 酒 類 販 売 者														
要 件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要 件 処 理 数
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検 挙	
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数
	告 発	犯 則 事 件 調 査 職 員	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯 則 事 件 調 査 職 員 告 発	
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他 告 発	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅	
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	犯 則 に 係 る 額	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
通 告 金 処 分 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 金 処 分 額	
		-	-	23	23	-	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 罰 科 金 相 当 額	

調査対象等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 税関分は含まない。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	国際観光旅客税	合計	区分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ特別税分							
要件 処理数	前年度からの 繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越処理未済	要件 処理数
		検挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
処 理 済 件 数	通告処分 告犯則事 発調査職 発そ の他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分 告犯則事 発調査職 発そ の他	処 理 済 件 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
本 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 処 理 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 額	
		千円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24		
通 罰 科 金 相 当 分 額	外	千円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 罰 科 金 相 当 分 額	
		千円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23		

調査対象等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 税関分は含まない。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分
	免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計		
	酒類等製造者	酒類販売業者																
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越履行未済
	通告処分	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通告処分
	計	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計
履行等件数	通告不る履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不る履行発
	通告後権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後権消滅
	通告履行	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通告履行
	計	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計
本年度未履行未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未履行未済件数
通告履行罰科金額相当	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額相当
	外	-	-	23	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	

調査期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 2 「揮発油税」には地方揮発油税、「たばこ税」にはたばこ特別税を含む。
 3 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者															非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の				
	酒類製造者				酒母、もろみ製造者				酒類卸売業者				酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額		
	件数	犯則数量	税額	税額	件数	犯則数量	税額	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額												
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	212	-	24	1	212	-	24	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	212	-	24	1	212	-	24	-	-	-
犯 則 者 が 判 明 し な い も の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数								
第27条第1項第1号	-	第15条第1項第1号	-	第27条第1項第1号	-	第23条第1項第1号	-	第27条第1項第1号	-
第27条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-	第27条第1項第2号	-	第23条第1項第2号	-	第27条第1項第2号	-
第27条第3項	-	第15条第3項	-	第27条第3項	-	第23条第3項	-	第27条第3項	-
第28条第1号	-	第16条第1項	-	第28条第1号	-	第24条第1号	-	第28条第1号	-
第28条第2号	-			第28条第2号	-	第24条第2号	-	第28条第2号	-
第28条第3号	-			第28条第3号	-	第24条第3号	-	第28条第3号	-
第28条第4号	-			第28条第4号	-	第24条第4号	-	第28条第4号	-
第28条第5号	-			第28条第5号	-	第24条第5号	-	第28条第5号	-
第28条第6号	-			第28条第6号	-	第25条第1項	-	第29条第1項	-
第29条第1項	-			第29条第1項	-				
合計	-								

たばこ特別税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税		国際観光旅客税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	-	第21条第1項第1号	-	第19条第1項第1号	-	第12条第1項	-	第24条第1項	-
第21条第1項第2号	-	第21条第1項第2号	-	第19条第1項第2号	-	第12条第3項	-	第25条第1号	-
第21条第3項	-	第22条第1号	-	第19条第3項	-	第13条第1号	-	第25条第2号	-
第22条第1号	-	第22条第2号	-	第20条第1号	-	第13条第2号	-	第25条第3号	-
第22条第2号	-	第22条第3号	-	第20条第2号	-	第14条第1項	-	第26条第1項	-
第23条第1項	-	第22条第4号	-	第21条第1項	-				
		第23条第1号	-						
		第23条第2号	-						
		第23条第3号	-						
		第24条	-						
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。